

第8回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月25日(木)午後2時00分から午後3時01分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(21名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	11番	帰山	茂義
	13番	澤邊	佳範
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員

	10番	森	勤子
	12番	井田	留吉
	14番	佐藤	悦啓

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
 - 第2号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	岩岡 夢貴
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	菅原美栄子
農地振興係主事	石塚 瑤人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今より第8回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に15番 高橋委員、16番 多田委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定によりまして、10番 森委員、12番 井田委員、14番 佐藤悦啓委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から、報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]ほか計8法人から提出がありましたので報告いたします。</p> <p>書類等完備されておりましたので受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。</p>

議長	<p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番、2番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。</p> <p>案件は、議案書1ページの令和2年12月25日第6回総会で審議された2件でございます。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>なお、記載のとおり条件を付し、令和3年2月19日付けで許可をしております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番、2番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号1番、2番は、報告のとおり承認されました。</p>

議長	<p>次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から、報告第3号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。</p> <p>案件は、議案書2ページの1件でございます。</p> <p>今月18日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番については、報告のとおり承認されました。</p>

議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から9番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、</p>

農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

1番から4番は返還のため解約するものです。

【議案第1号5番から7番について、議案書をもとに朗読】

5番及び6番は借換えのため、7番は売買のため解約するものです。

【議案第1号8番から9番について、議案書をもとに朗読】

8番及び9番は返還のため解約するものです。

以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号1番から9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から9番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から4番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番、6番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号7番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページから5ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号7番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号7番から10番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号11番、12番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号11番、12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は、今年17日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号11番、12番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号13番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページから8ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号13番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号13番から16番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号17番、18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号17番、18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営

農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号17番、18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号17番、18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号19番から24番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番から24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページから12ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号19番から24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号19番から24番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号25番から28番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号25番から28番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページから14ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は佐藤悦啓委員でありますが、本日欠席のため、私が説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号25番から28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって、議案第2号25番から28番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号29番、30番につきましては、田村委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7番 田村委員退席)

議長

それでは、議案第2号29番、30番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号29番、30番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は佐藤悦啓委員でありますが、本日欠席のため、私が説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、

今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号29番、30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号29番、30番は、原案のとおり可決されました。

(7番 田村委員着席)

議長 次に、議案第2号31番から34番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号31番から34番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページから17ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号31番から34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号31番から34番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号35番、36番につきましては、黒田委員の事案が含まれており

ますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(17番 黒田委員退席)

議長 それでは、議案第2号35番、36番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号35番、36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号35番、36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号35番、36番は、原案のとおり可決されました。

(17番 黒田委員着席)

議長 次に、議案第2号37番、38番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号37番、38番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号37番、38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号37番、38番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号39番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号39番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書20ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和2年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号39番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号39番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号40番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号40番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書20ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、令和2年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号40番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号40番は、原案のとおり可決されました。

7

議長

次に、議案第2号41番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号41番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書21ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。この案件は、令和2年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号41番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号41番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号42番、43番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第2号42番、43番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書21ページ下段から22ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。これらの案件は、今年1月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号42番、43番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号42番、43番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号2番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権に移ります。

【議案第3号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番、4番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番は、原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第3号6番、7番につきましては、中村委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(6番 中村委員退席)

議長

それでは議案第3号6番、7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番、7番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書6ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は中村委員であります。議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

これらの案件は、今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号6番、7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号6番、7番は、原案のとおり可決されました。

(6番 中村委員着席)

議長 次に、議案第3号8番、9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号8番、9番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとあり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は佐藤悦啓委員であります。本日欠席のため、私が説明いたします。
これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号8番、9番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号10番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書10ページに記載されておりますとあり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、今日18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 本件につきましては、農地部会を開催し協議していただいております。橋本農

地部会長より報告をお願いいたします。

農地部会長

農地部会から報告いたします。今月18日に、新規法人による農地の賃借のため、農地部会を開催し、事業計画内容の確認をいたしました。申請者は、意欲的であり、農地所有適格法人の要件及び第3条の許可要件を満たしていることから、特に問題ないものとして協議を終えておりますのでご報告申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第3号12番について、事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号12番は、原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	<p>次に、議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地法第4条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。</p> <p>【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、牛舎等建設を目的とする転用であります。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されておりますとおりでございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、飼槽舎等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

議案の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は、原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第5号2番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(15番 高橋委員退席)

議長

それでは、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。よろしくお願いたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は、原案のとおり可決されました。

(15番 高橋委員着席)

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。

	<p>議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>6番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に佐藤悦啓委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第6号1番は、原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。</p> <p>これをもちまして、第8回農業委員会総会を閉会します。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦勞様でした。</p>